

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 24日

住 所
長崎県大村市箕島町 593 番地
事業者名
長崎空港ビルディング株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 幸重 孝典

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項

長崎空港旅客ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合した整備等を実施しており今後は高齢者、障がい者等の快適なターミナルビル利用を目指した取り組みを行う。

- ・旅客搭乗橋（PBB）更新時のノンステップ PBB 導入の検討

(2) 情報提供、教育訓練

- ① 全社員に対して、障がい者等への対応に関する教育訓練の実施
- ② 障がい者からの意見を含めて、館内ボックス・ホームページに寄せられた「お客様の声」に対して、他事業者とも共有し改善に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋（PBB）	・PBB 更新時にノンステップ PBB の導入を検討する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者に関する 民間資格を持つ職 員の配置 車椅子の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・案内所は「サービス介助士」有資格者を配置 (案内所スタッフを含めて、社内に74名の有資格者が在籍 ※2019年12月現在) ・案内所に車椅子(3台)設置し、高齢者・障がい者に対応 (館内～2次アクセス乗り場)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
簡易筆談器の活用 ウェブアクセシビ リティ	<ul style="list-style-type: none"> ・案内所に簡易筆談器を設置し、聴覚障がい者等の対応に活用 ・長崎空港ホームページは「文字サイズ・色の変更」対応 ・空港情報誌(館内マップ有り)は音声読み上げソフトからの 閲覧に対応

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修の実施 障がい者に関する 民間資格者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士スキル社内訓練の実施 ※各部門から選出された社員を対象にリフレッシュ訓練を 実施し、「社内インストラクター」として育成。その社員 が各部門で全社員に普及訓練を実施 ・2020年オリ・パラに向け、次年度の社内サービス介助士有資 格者養成を検討 ※有資格者の状況(年齢・役職)を勘案して検討 (現在社内に74名在籍、2019年12月現在)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者や障がい者の公共交通利用の際には情報共有を行い、寄り良い環境作りを推奨する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<p>・PBB 更新については、当社の中期経営計画（2019 年度～2021 年度）に基づいて実施する。</p>
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。